大阪市一時預かり事業補助対象事業者募集にかかるご質問と回答

No	質問内容	回　答
1	「一時預かり事業実施施設の新規開設にあたっての広報経費」とあるが、具体的にどのような広報活動に係る経費が補助対象となるか。利用児童の募集を目的としたチラシ・広告等の作成・掲載費の他、WebサイトやSNS等を活用した広報費、保育事業者等の採用を目的とした求人広告費等も対象となるのか。	大阪市一時預かり事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱には、具体例は挙げておりませんが、例示の内容はすべて対象となります。ただし、開設（事業実施前）までの準備に要した経費であるため、開設後に支払う経費（例えば、継続的に発生するシステム関係費用）は対象となりません。
2	「補助金により購入した備品を処分した場合は、補助金の返還を求めることがあります。」とあるが、具体的にはどのような場合に返還が求められるか。経年劣化や故障等により使用できなくなり、廃棄・買い替えを行う場合も「処分」に該当し、補助金の返還対象となるのか。また、その場合、廃棄・買い替えにあたって大阪市への事前申請・承認等は必要か。 補助金により購入した備品について、事業を終了または廃止する場合の取り扱い（補助金の返還、処分方法、事前の申請・承認の要否等）について教えてください。	処分とは、一般的に、使用、譲渡、交換、貸付、担保提供、廃棄等の法律行為を指します。補助事業はそもそも補助金の交付の目的を達成するために、申請に基づき交付の決定を行うものです。もし、目的に反していることが後に判明した場合は交付決定の全部若しくは一部取消すこととなります。大阪市一時預かり事業実施施設開設準備経費補助事業により取得し、又は効用の増加した「価格が50万円以上の機械及び器具」を、市長の承認を受けないで、この補助金の目的に反して処分してはなりません。補助金の目的に沿った使用によって故障するなどは考えられますので、直ちにすべて補助金の返還を求めるものではありません。
3	利用予約後に利用者からキャンセルがあった場合、キャンセル料を徴収することは可能か。また、キャンセル料を設定する場合、目安や上限はあるか。	キャンセル料や利用登録料のような実体のない経費の徴収は認めておりません。利用料に関しましては、「令和8年度　大阪市一時預かり事業（一般型）補助対象事業者募集要綱」の2ページ、「5　利用料」の「（1）ただし」以下にありますように、給食やおむつの提供を行う場合の材料費や、おむつ代など、個々の児童に対してかかる実費については、利用料とは別に徴収していただくことはできますが、徴収できるのは実費のみとなっています。また、当日キャンセルの場合も、既に仕入れてしまった給食等の材料費の徴収は差し支えありません。
4	募集区ごとの既存施設の年間延べ利用人数、平均利用人数、稼働率を教えていただくことは可能でしょうか。	別紙「令和7年度　一時預かり事業利用実績」をご参照ください。また、利用者数の多寡は各施設の受け入れ態勢によっても左右されるため、平均利用人数や稼働率の算出はしておりません。
5	一事業のみを運営する施設（保育所等との一体的運営なし）において、管理者 1 名が管理業務と保育を兼ねる場合、当該管理者は、要綱別紙 1(8)本文の「専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員」に該当し、同(8)ウの「保育従事者の数は 2 名を下ることはできない」を満たす 2 名のうち 1 名として算入できるか。	管理業務を兼ねて常に配置基準の最低ラインに組み込まれた勤務体制をとることは望ましくありません。指導的立場などで関わるということが想定されますが、職員の配置や組織体制についてはこどもの安全等に十分配慮した計画をお示しください。
6	上記と同一の管理者について、要綱別紙 2(6)アの「一時預かり事業の担当として専任保育士を 1 名以上配置」に該当し、専任保育士配置加算の対象となるか。また、別添 3 の注記「他の事業と兼務する保育士は専任加算の対象にはなりません」にいう「他の事業」には、同一事業内の管理業務が含まれるか。	専任保育士配置加算は「大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱」の別紙2（6）のとおり、要件を満たす場合のみ加算対象となります。また、保育士である管理者が児童の処遇を行う保育従事者になること自体は可能です。なお、一時預かり事業の管理業務はこの場合の「他の事業」には当たりません。